

◎佐賀県条例第22号

家畜保健衛生所設置条例の一部を改正する条例

家畜保健衛生所設置条例（昭和25年佐賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(手数料)</p> <p><b>第6条</b> 家畜保健衛生所に診断、検査、家畜の保健衛生上必要な処置等の依頼をする者又は証明書等の交付の申請をする者は、<u>農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応ずる点数等を定める件（昭和30年農林省告示第778号。以下「告示」という。）</u>の算定方法で告示の家畜共済診療点数表のB種により算定する額の範囲内で知事が別に定める額の手数料を、当該依頼又は申請の際に、納付しなければならない。</p>	<p>(手数料)</p> <p><b>第6条</b> 家畜保健衛生所に診断、検査、家畜の保健衛生上必要な処置等の依頼をする者又は証明書等の交付の申請をする者は、<u>農業保険法施行規則第117条第1項及び第166条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件（平成30年農林水産省告示第2154号。以下「告示」という。）</u>の算定方法で告示の家畜共済診療点数表のB種により算定する額の範囲内で知事が別に定める額の手数料を、当該依頼又は申請の際に、納付しなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。